



市 名	和 繁 一 郎
姓 名	和 繁 原 部 石 村 面 生 繁 渡 地 区

図書の名称	総 括 目 録
種 別	1 / 20,000
番 号	1 / 1
作成年月日	令和 8 年 月

相模原都市計画生産緑地地区の変更（相模原市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 100.7ha	緑区相原六丁目地内において、箇所番号 1263, 1264 の区域を追加 緑区大島地内において、箇所番号 148 の区域を廃止 緑区下九沢地内において、箇所番号 1076 の区域を廃止 緑区東橋本二丁目地内において、箇所番号 932 の区域を廃止 中央区上溝地内において、箇所番号 1033 の区域を廃止 中央区共和二丁目地内において、箇所番号 1215 の区域を廃止 中央区田名地内において、箇所番号 1089 の区域を縮小 箇所番号 397 の区域を廃止 中央区淵野辺本町三丁目地内において、箇所番号 239 の区域を廃止 中央区淵野辺本町五丁目地内において、箇所番号 241 の区域を廃止 中央区宮下本町一丁目地内において、箇所番号 1069, 1070 の区域を廃止 中央区宮下本町二丁目地内において、箇所番号 1067, 1068 の区域を縮小 南区磯部地内において、箇所番号 1262 の区域を追加 箇所番号 1111 の区域を廃止 南区鶴野森三丁目地内において、箇所番号 593 の区域を縮小 箇所番号 599 の区域を廃止 南区上鶴間二丁目地内において、箇所番号 1109 の区域を廃止 南区上鶴間本町六丁目地内において、箇所番号 637, 663 の区域を廃止 南区相模大野七丁目地内において、箇所番号 709 の区域を縮小 南区下溝地内において、箇所番号 910 の区域の面積を変更 南区新戸地内において、箇所番号 834 の区域を縮小

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 別添理由書のとおり

理由書

生産緑地地区については、都市における農地等の適正な保全を図ることにより、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に資するものについて指定するものです。

今回、都市化が進み、公園、緑地等が少ない地区にあり、都市環境の向上の観点から特に確保すべき農地等の区域について、生産緑地地区として追加します。

また、告示の日から起算して三十年を経過した日以後、又は主たる農業従事者の死亡若しくは故障により生産緑地所有者から買取りの申出がなされたが、その申出の日から起算して三月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われず、行為の制限が解除されたものや、公共施設等の敷地の用に供されたものについて、生産緑地地区の区域を廃止及び縮小します。

さらに、更正登記等により面積の変更が生じた既決定の生産緑地地区について、必要な変更を行います。

新 旧 対 照 表

新旧の別	面 積	箇 所 数
新	約 <u>1 0 0 . 7</u> ha	<u>6 9 4</u> 箇所
旧	約 <u>1 0 2 . 7</u> ha	<u>7 0 6</u> 箇所
増減	－ 2 . 0 ha	－ 1 2 箇所